

漁業法（昭和27年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、徳島県漁業調整規則（昭和40年2月10日徳島県規則第5号）第3条第1項第8号に掲げる敷網漁業につき、徳島県漁業調整規則第10条第1項に基づき、制限措置並びに申請期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
1	敷網漁業	操業区域の1	5月1日から12月14日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数以内	許可証に記載されている船舶の総トン数以内	6	県内に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年5月20日から同月31日まで

別記 操業区域

- 次のイ、ロ及びハを順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
 - イ 阿南市椿町楠ヶ根大江の長ばえ基部
 - ロ 阿南市中林町舟井磯最高頂からイ見通し線上400メートルの点
 - ハ 阿南市椿町那波江